

佐賀県教育庁文書規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

佐賀県教育委員会

委員長 安 永 宏

佐賀県教育委員会規則第五号

佐賀県教育庁文書規則の一部を改正する規則

佐賀県教育庁文書規則（昭和三十一年佐賀県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「と（いう。）」の下に「の規定（同規程第四十五条第二項、第四十七条第二項及び第四十九条の規定を除く。）」を加える。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。